

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年吹田市条例第13号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第6条)
第2章 市民参加(第7条—第11条)
第3章 廃棄物の減量の推進(第12条—第15条)
第4章 一般廃棄物の適正処理(第16条—第23条)
第4章の2 生活環境影響調査結果の縦覧等(第23条の2—第23条の7)
第5章 地域の清潔の保持等(第24条—第26条)
第6章 手数料(第27条・第28条)
第7章 雑則(第29条—第35条)
第8章 罰則(第36条・第37条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔保持を推進することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が有効利用されるリサイクル社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、地域の清潔保持を推進するため、必要な措置を講ずるとともに、市民、事業者及び行政機関に必要な協力を要請するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

5 事業者は、地域の清潔保持に努めるとともに、地域の清潔保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

3 市民は、地域の清潔保持に努めるとともに、地域の清潔保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔保持の推進に当たっては、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 市民参加

(市民参加の推進)

第7条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策の実施に当たっては、市民の参加と協力の下で行うものとする。

2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関して、市民の意見を施策に反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動に対し、必要な援助と協力を行うものとする。
(情報の収集及び提供)

第8条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策等の情報並びに環境及び資源の保全に関する情報を収集し、これらを積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策の実施状況を常に市民に明らかにしなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第9条 一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、吹田市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第11条 市長は、一般廃棄物の減量等を推進するため、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための施策への協力、市民の自主的活動の推進その他の活動を行う。

第3章 廃棄物の減量の推進

(市長の廃棄物の減量)

第12条 市長は、資源ごみ(市長が行う一般廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、一般廃棄物の処理施設での資源の回収等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品又は再生利用が容易な物を積極的に使用するとともに、市の管理する施設から廃棄される物品等について再生資源を分別する等再生利用を促進し、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量を推進するため、一般廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に関する計画を定めるものとする。

4 市長は、再生利用による廃棄物の減量のために必要な施設の整備に努めるものとする。

(事業活動における廃棄物の減量)

第13条 事業者は、再生利用の可能な物の分別の徹底を図る等再生利用を促進することにより、その事業活動に伴って生じる廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を積極的に利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理体制の整備等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用の容易な製品、容器等の開発に努めるとともに、その製品、容器等の再生利用の方法についての情報を提供する等により、その製品、容器等の再生利用を促進しなければならない。

(事業者の包装等の適正化)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等によりその適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用が容易な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収措置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の廃棄物の減量)

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

2 市民は、物品の長期使用並びに不用品の活用及び交換により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市民は、再生品又は再生利用が可能な物を積極的に使用し、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、再生資源の集団回収等の市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

第4章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを告示するものとする。処理計画を変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理)

第17条 市長は、処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市長は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認める場合に限り、事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

(占有者の協力義務)

第18条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物から排出される家庭系廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、処理計画に従い、適正に分別し、保管する等市長が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 市長は、占有者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(資源物の収集及び運搬の禁止)

第18条の2 市及び市からその収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された資源ごみその他の家庭系廃棄物のうち規則で定めるもの(以下「資源物」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理責任)

第19条 占有者は、その土地又は建物から排出される事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集、運搬若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第20条 占有者は、その一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて、適正に処理しなければならない。

(多量排出占有者に対する指示)

第21条 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出する占有者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量計画の作成及び提出その他必要な指示を行うことができる。

(排出禁止物)

第22条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物(市長が行う一般廃棄物の収集において収集対象物とするものを除く。)を排出してはならない。

(1) 有害物質を含む物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 特別管理一般廃棄物

(7) 前各号に掲げるもののほか、収集、運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのある物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第23条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任において、これを回収する等必要な措置を講ずるよう指示することができる。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

第4章の2 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第23条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とする。

(縦覧等の告示)

第23条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により、調査書を縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(縦覧の期間及び場所)

第23条の4 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧は、前条の規定による告示の日から起算して1月間、市長が指定する場所において行うものとする。

(意見書の提出期限及び提出先)

第23条の5 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出は、前条に規定する縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに市長に行うことができる。

(環境影響評価との関係)

第23条の6 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)、大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)又は吹田市環境まちづくり影響評価条例(平成10年吹田市条例第7号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

第23条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その区域を管轄する市町村の長に、調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続について、協議するものとする。

(1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

第5章 地域の清潔の保持等

(投棄の禁止)

第24条 何人も、市の区域内においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

(土地等の清潔保持)

第25条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持等)

第26条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。

3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、再生利用が可能な廃棄物を分別して回収できるような設備を備えるよう努めなければならない。

第6章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第27条 一般廃棄物の処理手数料は、[別表](#)に掲げるとおりとする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(法に基づく事務等に係る手数料)

第28条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、申請1件につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項又は第6項の許可の申請に対する審査 10,000円

(2) 法第7条の2第1項の変更の許可の申請に対する審査 10,000円

(3) 法第8条第1項の許可(同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係る許可に限る。)の申請に対する審査 130,000円

(4) 法第8条第1項の許可(同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係る許可に限る。)の申請に対する審査 110,000円

(5) 法第8条の2の2第1項(法第9条の2の3第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の検査 33,000円

(6) 法第9条第1項の変更の許可(法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 120,000円

(7) 法第9条第1項の変更の許可(法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 100,000円

(8) 法第9条第5項又は第9条の2の3第2項の確認の申請に対する審査 40,000円

(9) 法第9条の2の4第1項の認定の申請に対する審査 33,000円

(10) 法第9条の2の4第2項の更新の申請に対する審査 20,000円

(11) 法第9条の5第1項の許可の申請に対する審査 94,000円

(12) 法第9条の6第1項の認可の申請に対する審査 94,000円

(13) 浄化槽法第35条第1項の許可の申請に対する審査 10,000円

(14) 第1号又は前号に規定する許可に係る許可証の再交付 5,000円

(15) 第3号若しくは第4号に規定する許可に係る許可証又は第9号に規定する認定に係る認定証の再交付 1,500円

2 手数料は、当該手数料を徴収する事務についての申請の際に、申請者から徴収する。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第29条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者又は事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査及び質問)

第30条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者若しくは事業者その他必要と認める者の土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告等)

第31条 市長は、第18条第3項、第21条、第22条第2項又は第23条第2項の規定による指示に従わない者に対し、必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第18条の2の規定に違反する行為をし、又は当該違反行為をする疑いがあると認められる者に対し、当該違反行為又は当該疑いを生じさせる行為を中止するよう勧告することができる。

3 前項の規定による勧告については、[吹田市行政手続条例\(平成9年吹田市条例第3号\)第3章](#)の規定は、適用しない。

(公表)

- 第32条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。
- 市長は、法第9条の2第1項の規定による改善命令、法第9条の3第3項の規定による命令又は同条第10項の規定による改善命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。
 - 市長は、法第9条の2第1項の規定による停止命令、法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定による許可の取消し又は法第9条の3第10項の規定による停止命令をしたときは、その旨を公表することができる。
 - 市長は、前3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

- 第33条 市長は、第21条の規定による指示に従わないことにより第31条第1項の規定による勧告を受けた占有者が、前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設での受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理施設技術管理者の資格)

- 第34条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。
- 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。
- 大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において前号の科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において第4号の科目を修めて卒業した後、4年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において第4号の科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 10年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(委任)

- 第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

- 第36条 第31条第2項の規定による勧告に従わず、資源物を収集し、又は運搬した者は、200,000円以下の罰金に処する。

- 第37条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

- 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は平成6年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第1号で平成9年4月1日から施行)

附 則(平成9年3月31日条例第3号)

(施行期日)

- この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(以下省略)

附 則(平成12年3月31日条例第23号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月27日条例第43号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日条例第6号)
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第5号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月28日条例第43号)
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第28条第1項及び別表の規定は、平成20年4月1日以後の申請又は申込みに係る手数料について適用し、同日前の申請又は申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日条例第14号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月27日条例第44号)
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則(平成24年3月30日条例第13号)
(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(以下「新条例」という。)第28条第1項及び別表(第1項第1号を除く。)の規定は、平成24年7月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第1項第1号の規定は、平成24年10月1日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則(平成25年3月25日条例第16号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日条例第32号)
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日条例第60号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第27条関係)

一般廃棄物の種類等		手数料
1 次項から第4項までに掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物	(1) 市長が臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの	ア 軽トラックで運搬することができる量以下であるときは、2,500円 イ アに規定する量を超え、2トン車で運搬することができる量以下であるときは、5,000円 ウ イに規定する量を超え、3.5トン車で運搬することができる量以下であるときは、7,500円 エ ウに規定する量を超えるときは、アからウまでに定める額を基準として市長が定める額
	(2) 市長が指定する工場又は中継地へ排出者が搬入し、市長が処分するもの	10キログラムまでごとに70円(事業系一般廃棄物にあっては、105円)
2 特定家庭用機器	(1) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫(それぞれ内容積が250リットル以上のものに限る。)	1台につき5,000円
	(2) 前号に掲げる機器以外の特定家庭用機器	1台につき3,500円
3 し尿	(1) 市長が収集し、運搬し、及び処分するもの	ア 臨時に設置された施設から収集するもの にあっては、50リットルまでごとに400円 イ アに掲げるもの以外のもの にあっては、月500リットルを超える50リットルまでごとに400円
	(2) 市長が指定する処分地又は中継地へ排出者が搬入し、市長が処分するもの	50リットルまでごとに150円
4 犬、猫その他の小動物の死体		1個につき2,000円

備考 この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。